

利益相反の開示について

第 30 回静岡県作業療法学会

利益相反（Conflicts of Interest：COI）とは、一般的には「ある行為が一方の利益になると同時に、他方の不利益になるような行為」のことをいいます。

利益相反については、平成 18 年に「臨床研究の利益相反ポリシー策定に関するガイドライン」が文部科学省より公表されています。厚生労働省からは、平成 20 年に「厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest：COI）の管理に関する指針」（平成 27 年一部改正）が公表されています。この指針の中で、COI は「個人としての利益相反」を中心に取り扱い、具体的には「外部との経済的な利益相反等によって、公的研究で必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、又は損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されかねない事態をいう」とされています。また、公正かつ適正な判断が妨げられた状態としては「データの改ざん、特定企業の優遇、研究を中止すべきであるのに継続する等の状態」とされています。

これらの利益相反に関する指針を受けて、日本医学会、日本リハビリテーション医学会など、多くの医学系学会で、学会発表や論文発表の際に利益相反についての情報開示を要求し、研究の中立性や公平性を担保に努めています。また、日本作業療法士協会でも第 50 回日本作業療法学会の発表者には、発表演題に関連する企業との COI の有無および状態についての申告が義務づけられました。

第 30 回静岡県作業療法学会でも、日本作業療法士協会と同様に、研究成果の発表やそれらの普及などを通して、対象者や社会に貢献することを目的に活動しているため、すべての学会発表者に対して発表演題に関連する企業等との COI の有無および状態について申告することを義務づけます。

（第 16 回東海北陸作業療法学会から引用）

<学会発表における利益相反の掲示方法>

- ・口述発表は演題名の次のスライドで開示すること
- ・ポスター発表はポスターの最下部に開示すること

※ 下記の URL に利益相反開示の見本を示しますのでご参照ください。